

電気柵を設置している集落等の皆様



盗難に遭いにくい環境をつくり、 電気柵の盗難被害を 防ぎましょう！

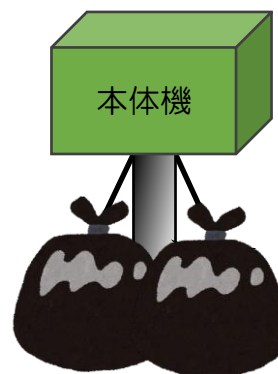
電気柵を設置している集落等においては、機材に異常が無いか定期的に点検を行うとともに、異常があった場合は、市役所農業振興課中山間地域農業対策室または各総合事務所（農政担当）に連絡してください。

電気柵本体機は、柵の内側かつ人目に触れにくい場所に設置するとともに、次のような盗難予防措置をとるように努めてください。



【共通対策】電気柵本体機に、集落名などを油性ペンやスプレーで目立つように書き込む。

【対策案①】空の肥料袋などに土を詰め、重りとして電気柵本体機や支柱にくくりつける。



【対策案②】電気柵本体機を近くに打った杭などに、金属製ワイヤーで結着する。



お問い合わせ先

上越市鳥獣被害防止対策協議会
上越市農林水産部農業振興課中山間地域農業対策室
電話 025-520-5755（直通）
または各総合事務所（農政担当）